

静岡県中小企業診断士協会 コンプライアンスについて



一般社団法人

静岡県中小企業診断士協会



Compliance

企業・団体が法律や組織の倫理を遵守すること

法規範

法律や条例、
法的な拘束力を
持つ規則を
遵守する。

組織内規範

組織の
業務マニュアルや
就業規則などを
遵守する。

倫理規範

人として持つべき
当たり前の
社会的倫理を
遵守する。

企業がコンプライアンスを重視する理由



コンプライアンスが低下すると…

消費者・取引先・投資家からの信用力の低下

社員のモラル低下による人材力の低下

重大なミス・不祥事の発生による経営危機

コンプライアンスを高めることは

競合に対する「企業価値」を高めること

コンプライアンス違反倒産について



2019年度は年間225件、粉飾決算に次いでその他が多い

(年度)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
粉飾	59	57	52	88	85	79	72	73	78
業法違反	20	60	33	63	75	57	53	23	31
談合	11	6	7	5	5	5	5	0	6
資金使途不正	19	25	22	15	67	41	33	59	29
脱税	8	5	4	5	4	4	4	0	5
雇用	4	11	16	0	14	7	3	13	12
偽装	18	5	6	7	7	1	1	0	4
過剰営業	5	1	0	1	1	0	0	1	1
不正受給	5	7	17	13	18	6	10	7	9
不法投棄	1	3	1	0	1	1	0	0	1
贈収賄	2	2	4	0	2	0	2	0	1
その他	7	18	47	22	10	49	48	57	48
合計	159	200	209	219	289	250	231	233	225



SNS炎上の例



銀行員の家族がSNSに顧客情報を投稿して炎上

飲食店従業員の不適切な行動の投稿が炎上

社外秘の情報をSNSに投稿して炎上

業者の不適切な対応がTwitterに投稿されて炎上

組織自体の不正防止や倫理感に係る内部統制の仕組みの構築だけでなく

所属する個々人のコンプライアンス意識の向上が必要



中小企業診断士のコンプライアンス

- ① **高い倫理観**を持って
- ② **社会良識から判断**して不適切な行動を避け、
- ③ **公正かつ誠実に社会的責任**を果すこと

診断士にかかわる**ステークホルダー**を意識し、
社会的責任を果たすことで、**社会からの信用・信頼**を築く。

コンプライアンスを実践することは、自身をも守ること

なぜ、コンプライアンスが必要なのか？



【相次ぐ不祥事】

不祥事は、対応の手間・コストだけでなく、**顧客・社会からの信用を失う**

県協会も社会的で責任を果たす組織として一般企業と同じ

不祥事は本人だけでなく、他の診断士や協会の信頼を失わせる

【取り巻く環境の変化】

話し合いと阿吽の呼吸からなる**単一的な信頼関係社会の変化**

グローバル化により、普遍的な企業倫理を踏まえた行動が求められる

マスコミを通じ、社会のコンプライアンス意識が高まっている

なぜ、コンプライアンスが必要なのか？



【知らなかったでは済まされない】

誰しもが法令やルール違反により**制裁を受ける可能性**がある

法令やルールは知らなかったでは済まされない

自身、家族、協会、仲間、社会のために、関連法規を熟知する

【人は誰しも弱い1面を持つ】

人は誰しも弱い面を持ち、不正を行う**「機会」**や**「正当化」の理由**を見いだせば、不正を行う可能性がある

コンプライアンスには「灰色だがぎりぎり大丈夫」ということはない

違反行為への心の感度を高めていくことが必要

静岡県中小企業診断士協会 倫理規定



（目的）

第1条 この規程は、診断支援に携わる一般社団法人静岡県中小企業診断士協会会員（以下「会員」という。）が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

（法令、規程の遵守）

第2条 会員は、法令及び一般社団法人静岡県中小企業診断士協会（以下「本会」という。）の定款、規程及び決議に従わなければならない。

2 会員は、この規程に定められていない事項についても自ら守るべき職業倫理のあることを認識し、中小企業診断士の名誉と良識においてこの規程の精神に従わなければならない。

（都道府県等に対する協力義務）

第3条 会員は、国、都道府県等の公共団体及び本会等から診断業務に関する協力を求められた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

（名誉と信義）

第4条 会員は、深い教養と高い品性の保持に努め中小企業診断士としての名誉を重んじ、いやしくも信義にもとるような行為をしてはならない。

（自己研鑽と誠実性）

第5条 会員は、中小企業診断士としての公共的使命の重要性を認識し、つねに自己の専門分野において技法の開発、研鑽に努め、忠実に義務を行わなければならない。

（広告、宣伝の原則）

第6条 会員は、中小企業診断士としての品位を傷つけ、又は良識を疑われるような広告、宣伝を行ってはならない。

静岡県中小企業診断士協会 倫理規定



（秘密の保持）

第7条 会員は、職務上知り得た秘密及び情報等を、他に漏らし又は利用してはならない。

（自主性の貫徹）

第8条 会員は、つねに中小企業診断士としての適切な注意と判断によって診断を行い、全診断過程を通じて自主性を貫き、受診企業の依頼動機あるいは特定人の要求に迎合するようなことがあってはならない。

（違法行為等幫助の禁止）

第9条 会員は、受診企業における違法行為又は反社会的行為を幫助するような指導をしてはならない。

（業務の受託と信頼関係）

第10条 会員は、委託者との間における信頼関係を保持するため委託者との契約を忠実に守り紛議を生じないよう努めなければならない。

2 会員は、企業に対して診断業務を受託するよう、みだりに強要してはならない。

3 会員は、診断業務の委託に当たり委託者との間の紛議を避けるために、報酬等に関しては本会が定める標準委託契約書等に基づき書面を作成しなければならない。

4 会員は、不当に低い報酬などにより診断業務の委託を争ってはならない。

（利害相反関係企業同時受託の禁止）

第11条 会員は、明らかに利害相反関係にある同業2社以上の診断業務を同時に受託してはならない。

（地位利用の禁止）

第12条 会員は、受診企業に対し中小企業診断士の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしてはならない。

（他資格者業務侵害の禁止）

第13条 会員は、法定の他資格者の業務を侵害してはならない。

静岡県中小企業診断士協会 倫理規定



（会員間の規律）

第14条 会員は、みだりに他の会員を誹謗し又はその名誉を傷つけてはならない。

2 会員は、共同で業務を行うに当たり、相互に協調し、誠意をもって分担業務を遂行しなければならない。

（業務侵害の禁止）

第15条 会員は、直接又は間接を問わず、他の会員が受託する診断業務に介入し、又は侵害するような行為を行ってはならない。

（名義貸しの禁止）

第16条 会員は、会員以外の者に自己の名において診断業務を行わせてはならない。

（使用人の監督指導）

第17条 会員は、自己の使用人に対し業務上適切な監督を行い、この規程を守るよう指導しなければならない。

（規程の疑義取扱い）

第18条 会員は、この規程の解釈又はこの規程に定めのない事項等に関して疑義が生じた場合は、本会に申し出てその見解を求めなければならない。

（細則事項の規程）

第19条 この規程の運用に関し必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年5月26日から適用する。



静岡県中小企業診断士協会（以下「協会」という。）役職員及び会員中小企業診断士は、高い倫理観と責任感をもって、コンプライアンスを遵守し、誠実に行動します。

1. 法令順守

協会役職員及び会員中小企業診断士は、業務を遂行する際に関係する法令等を遵守します。法令等とは、法律、政省令及び通達、並びに協会の定款、倫理規程をはじめとする各種規程類（コンプライアンスマニュアルを含む。）を言います。

2. 業務上の相手方等との健全な関係

協会役職員及び会員中小企業診断士は、業務上の相手方に対し、倫理規程等に基づき、違法行為等幫助、利益相反行為、地位利用等の禁止行為を行わず、公平、誠実に行動します。

3. 情報の適切な管理

協会役職員及び会員中小企業診断士は、法令に基づく守秘義務を全うするため、業務上知りえた秘密及び個人情報等を厳重かつ適切に管理します。また、権限のない利用や第三者への提供は行いません。

4. 人格の尊重

協会役職員及び会員中小企業診断士は、社会の一人一人の個性と人格を尊重し、いかなる差別やハラスメントも行いません。

5. コンプライアンス意識の徹底

協会役職員及び会員中小企業診断士は、継続的な注意喚起、定期的な研修の実施等コンプライアンス意識の喚起、浸透に積極的に取り組みます。

診断士の守秘義務



診断士として携わる職務は、報酬等の有無に関わらず、
診断士が**守秘義務を果たすことを前提**として成立している

倫理規定 第7条

会員は、職務上知り得た秘密及び情報等を、他に洩らし又は利用してはならない

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則 (平成十二年通商産業省令第九十二号)

第五条 (登録の拒否)

正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの

第六条 (登録の取消) …前条各号のいずれかに該当するに至ったとき…

その登録を取り消すものとする。

守秘義務の遵守は登録の要件

診断士の守秘義務



診断士という職務の性質を考えた場合、**法令等の規程**より**広い意味**で、**秘密**（取り扱いに注意すべき情報）が存在する

← - - - - 法令等の規程 - - - - →

← 診断士が注意すべき範囲 →

営業秘密
不正競争防止法 第二条 6項

個人情報
個人情報保護法 第二条

診断先の（秘密として管理されていない）**情報**や**知的資産**の利用

勤務先の**情報**を利用した
診断士活動

他の**診断士**に係る**情報**を
利用した活動

診断士の守秘義務



秘密となり得る情報については、第三者への提供や利用だけでなく、**情報そのものの管理にも十分注意**すること。

情報 ライフサイクル の管理

生成

目的のために**必要かつ十分で正しい内容**を持つものとして作成する。

利用

必要な人のみがアクセスでき、**許される範囲だけの処理（閲覧、編集、複製、移送等）**を行う。

保存

改変や改ざん、消失・紛失、不正な持ち出しが起これないように、**安全な場所、方法で保存**する。

廃棄

第三者に拾われたり盗み見られたりすることがないように、**確実に消し去る**。（※情報の返却・シュレッダー）



定義の要約

「個人情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むもので、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、**個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報**も含まれる。

【個人の活動に関する情報】

- 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- 振込金融機関名、振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等

新聞・著作物の違法コピー



著作物の利用の考え方

著作権のある**著作物を、許諾を得ないで無断利用すると著作権侵害**となり、権利者から損害賠償請求を受けたり、告訴されて刑事罰に処されたりすることがある

出版やセミナー資料等への引用は、**権利者から引用の許諾**を得るか、**その出典を明記**して**著作権侵害とならないように適切に対応**することが必要となる

【引用の定義】

著作権法では、引用を「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」としている。

【適法な引用の条件】

- ① 質的にも量的にも、引用する側の本文が「主」、引用部分が「従」という関係とする。
- ② 引用部分をカギかっこでくるなど、明らかに区別できること。
- ③ 引用部分の著作者名と著作物名を挙げ「〇〇年〇月〇日●●より」などと表示する。

著作権法と侵害事例



著作権法における引用や転載（著作権法第32条）

公正な慣行に合致すること、引用の目的上、**正当な範囲内で行われることを条件**とし、**自分の著作物に他人の著作物を引用して利用**することができる。同様の目的であれば翻訳もできる

国等が行政のPRのために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌等に**転載**することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの例外規定は適用されない

【中小企業診断士による著作権侵害に関する事例】

- ① ある出版社が販売した中小企業診断士試験の参考書で、**中小企業診断士が執筆した一部の内容が、他社の参考書などの文章との類似箇所があり、著作権侵害の恐れがあるとして、該当の参考書を回収し絶版**とした。
- ② 雑誌に発表の**中小企業診断士が執筆した企業事例の原稿に、別の企業が作成した資料を無断で掲載したことなどにより、次号でお詫び記事を掲載**した。

電子メール利用における注意点



情報漏洩防止のため以下の点に留意

送信

- 誤送信の防止。電子メール送信前には、宛先を再度確認すること
- 「全員に返信」を安易に使用しない（CCに含まれてきた誤アドレスの拡散防止）
- メーリングリストを最新のものに管理
- 添付や交換ファイルにはパスワードを設定（パスワードを一緒に送付しない）
- 情報共有サービス利用時のアクセス ID とパスワードの保護
- 個人情報や企業情報に属するデータを含むメールの業務終了後の確実な削除

受信

- 標的型攻撃メール（不審メール）はウイルス対策ソフトで防御できない。
 - ① 送信者のアドレスを確認
 - ② 身に覚えのない「請求書」や「納品書」などの添付ファイルを不用意に開封しない

SNS・ソーシャルメディアのリスク



伝播性・リアルタイム性の高い「ソーシャルメディア」。
しかし、**情報の恒久性が高い**ので、使用は慎重に

ソーシャル メディア の特徴

- 容易に情報を広範囲に即時発信できる
- ビジネスとプライベートの**区別が曖昧になりやすい**
- **一度公開したら完全に削除できない**

【ソーシャルメディアのリスク】

- **県協会や研究会の活動**を上げることによる情報漏洩
- 中小企業診断士としての**品位を疑われる**可能性
- **お客様情報（顔写真、施設写真等）**の情報漏洩



SNS・ソーシャルメディアの注意事項



必須事項

1. 機密情報・個人情報掲載しない

先方の許可なしに、支援先の企業・団体名や場所を掲載しない

2. 知的財産や個人情報等、第三者の権利を侵害しない

3. 顧客、関係者などの攻撃、中傷、差別やプライバシーの侵害となるような発言をしない ※顧客の競合企業の悪口もNG

4. 不審な添付ファイル・画像・URLを不用意にクリックしない

※1～3は個人のHPにおいても共通する事項

推奨事項

過去のログインの履歴情報「ログ」を定期的にチェックし、自分以外の操作が行われていないか確認

ハラスメント



定義

相手の意に反する行為を行うことにより、**相手に不快な感情を抱かせること**、相手に対する**人格権の侵害行為**

- パワハラ（パワーハラスメント） 職場関係
- セクハラ（セクシャルハラスメント） 性的言動
- マタハラ（マタニティハラスメント） 妊娠・出産
- パタハラ（パタニティハラスメント） 男性の育児・・・

例：#MeToo（ミートゥー）
アメリカの映画プロデューサーのセクハラの
告発をきっかけとした、
被害を経験した女性たちの告発運動

【Point】

- 社会の意識、目の厳しさの大きな変化を意識する
- 相手の「感じ方」の問題でもあり、「ここからはだめ」といった**明確な線引きができない**ことを理解する

パワハラ（パワーハラスメント）



定義 [厚生労働省]

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの**職場内の優位性を背景に**、業務の適正な範囲を超えて、**精神的・身体的苦痛を与える**又は**職場環境を悪化させる行為**

6 類型（出典：厚生労働省HP）

①身体的な攻撃	②精神的な攻撃	③人間関係からの切り離し	④過大な要求	⑤過小な要求	⑥個の侵害
暴行・傷害	脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言	隔離・仲間外し・無視	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害	業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと	私的な事に過度に立ちいること
診断士活動で…	“診断士なのにこんなこともできないのか”	参加していた勉強会から外された	絶対できない納期で仕事を強制された	故意に簡単な仕事を強制された	家庭の事情をしつこく聞かれた

パワハラ：中小企業診断士の場合



診断協会の場合は…

- 協会も組織であるため、職務上の上下関係がなくても**一般企業と同様にパワハラ発生の可能性**あり
- **職場内の優位性（※）**を背景とした言動は抵抗・拒絶できない蓋然性が高いとされており注意が必要
- 常に人としての**品位・節度を持って活動**すること

※職場内の優位性

①職務上の地位が上位のもの

②業務上必要な知識や豊富な経験を有している者

③集団による行為

…役職者、決定権者

…先輩、その分野の第一人者

…派閥、私的なグループ

【慎むべきこと具体例】

- × 人格否定の暴言や中傷を公然と行う
- × 役職を利用して私的な活動への参加を強制したり業務の支援を要求したりする

セクシャルハラスメント（セクハラ）



対価型

職場において**労働者の意に反する性的な言動**が行われ、それを**拒否したことで不利益**を受けること

例 客先のパート従業員と2人きりの時に胸や腰を触ったり、性的な関係を要求したりした。いずれも抵抗・拒否されたため、その従業員の陰口を流し社長に解雇を進言した

環境型

性的な言動により**当該労働者の就業環境が害される**

例 事業所内でヌード雑誌を読む、卑猥な話が日常的に行われる女性従業員に「女の魅力を活かしてますね」という。「結婚しないの?」「いつ子供作るの?」などを執拗に繰り返す

公共の場所での情報漏洩防止



**喫茶店、酒席の場、電車やタクシーなど
第三者の目と耳があるところで、機密性のある情報交換はしない**

- **公共の場所（喫茶店、エレベータ）や移動中（タクシー、電車）もしくは私的な会合や酒席においては、意識するしないに拘わらず情報漏洩の恐れがあるので、県協会および支援先等関係者に係わる情報交換をしてはいけない**
- **同様に公共の場所で機密性のある資料を閲覧する、あるいは資料を作成する等の業務を行う事は控える**

公務員倫理規程（利害関係者）



利害関係者との間で禁止されている行為を定めている
診断士も公務員に準ずるものとして配慮が必要な場合がある

- 診断士が**中小企業基盤整備機構や信用保証協会等の業務**で顧客を訪問した場合、**公務員と同様の倫理規程に基づいた行動**が求められる。
- **補助金や助成金の支援をした場合**、診断士は公務員倫理規程に定める**「利害関係者」**となる。

国家公務員倫理規程事例集 平成21年改定版【利害関係者の範囲】のQAより



みなし公務員とは

業務が**公務に準じる公益性・公共性を有すること**から、特別法においてその役職員を**公務員とみなし、刑法（贈収賄規制）を適用する旨**が定められている団体

【みなし公務員の例】

- 日本政策金融公庫
 - 独立行政法人等
 - 国際協力機構（JICA）
 - 中小企業基盤整備機構
- ※ 県の外郭団体も公務員に準じる

業務に関わる組織の
規定類を事前に確認の上
業務にあたること

公務員倫理規程（贈賄）



贈賄罪は供与だけでなく、
「口頭での申し込み」または「**約束**」した場合でも成立する

【利害関係者との間で禁止行為の例】

- 金銭、物品等の贈与を受けること

【利害関係者との間でも禁止ではない行為の例】

- 広く一般に配るための宣伝用物品・記念品を受領すること
- 多数の者が参加する式典等で全員に配布される記念品
- 交通事情によりやむを得ず関係者が使用する自動車に同乗
- 効果確認のための試供品（高額でないもの、職務に対する謝礼でないこと）



診断士活動での留意点

中小企業診断士のコンプライアンスについて

地位の適正な利用



倫理規定 第12条

会員は、受診企業に対し中小企業診断士の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしてはならない

アドバイス・提言等は、あくまで**中立的な立場**から、**相手企業の利益を第一**に考えて行う。

明確な基準が
設けにくい

極力、中立的ではない、あるいは**他の企業等の利益を図っている**と疑われるような**行為を慎む**。

明らかに利益が相反する複数の同業社に対して、**同時に診断等を行う**ことは、倫理規程（第11条）でも禁止されており、**絶対に避ける**。

地位の適正な利用



倫理規定 第12条

会員は、受診企業に対し中小企業診断士の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしてはならない

例：以下の行為について、問題点を考えてみましょう

- 企業内診断士が、実務従事先の情報を、同業である自社の関連会社に伝えた
- 企業内診断士が、実務補習先に対し、自社の商品・サービスを売り込んだ
- 支援機関から派遣されている診断士が、診断先等に対して、自身が係る別の支援機関の制度を紹介・推奨した

中小企業庁・金融庁の通達



補助金・助成金については、中小企業庁から平成25年11月27日付「**認定経営革新等支援機関による不適切な行為の防止について**」で注意喚起がされている。

認定経営革新等支援機関各位

認定経営革新等支援機関による不適切な行為の防止について

平成25年11月27日

中小企業庁 金融庁

各認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）におかれては、中小企業・小規模事業者や創業予定者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）の経営革新等支援業務等（以下「支援業務」という。）に取り組まれているところですが、**一部の認定支援機関による不適切な行為**に関する情報が行政当局に寄せられています。

こうした一部の認定支援機関による不適切な行為は、支援業務に真摯に取り組まれている認定支援機関や本制度そのものの信頼性の低下にもつながりかねません。

つきましては、これらの不適切な行為を未然に防止するため、各認定支援機関におかれては、公的に認定を受けた中小企業・小規模事業者等の支援の担い手として、以下のような不適切な行為を慎むよう注意を喚起します。

<不適切な行為の例>

- 補助金申請に関与する際に、**作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用**を中小企業・小規模事業者等に請求すること
- 認定支援機関であることを示しながら、**補助金申請代行等のPRや営業活動**を行うこと
- 支援業務の実施に際して、**金額・条件等の不透明な契約**を締結すること
- 支援業務の実施に際して、中小企業・小規模事業者等や関係機関に対し、**強引な働きかけ**を行うこと等

補助金応募を支援することになった



応募の注意点

- **虚偽の記述をしない**（経費明細の水増し・会社情報[従業員数等]・納税滞納の有無等）
- **申請代行にかかる費用は経費明細に入れられない**
- 主に厚生労働省系の助成金の申請代行は社労士しか行えない
- 反社会勢力・補助金交付停止措置企業等へ補助事業を発注しない

【不正発覚時の措置】

- 補助金交付決定の取り消し
- 加算金(年10.95%)を含めた返還
- (悪質の場合)
事業者名と不正内容の公表
- 補助金適正化法による罰則
不正による交付発覚： 五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金
他の用途への使用： 三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金
虚偽の報告等： 三万円以下の罰金

診断内容を発表することになった



倫理規程細則 第5条

会員は、診断過程及びその結果を研究または教育上の目的で発表するときは、その内容等について特段の配慮をしなければならない。
また、企業名等が含まれるときはあらかじめその企業者の承諾を得なければならない。

発表した内容等が、診断士の**想定を超えたインパクト**をもたらす場合がある

発表内容に企業名等が含まれる・含まれないに関わらず、
事前に**診断先へ確認して承諾**を得ておくことが望ましい。

発表する資料の内容に加えて、
発表の際に**口頭で伝える内容にも注意**する。

支援機関等の専門家として派遣された



支援機関は、**みなし公務員でない場合も、
公務員倫理規定と同等の規定**を設定

診断士が、支援機関から依頼で活動する際には、**職員と同様に公務員に準拠して行動**

支援先を訪問した際に、お土産として菓子折や特産品などを受け取った。

支援先で食事を共にした際、飲食店で支払う代金を負担してもらった

支援先の飲食店で食事とビールをごちそうになった。

支援先から誘われ、プレー代は割り勘でゴルフをする。

支援先を訪問した際に、交通の便が悪い地域でないにも関わらず、支援先が駅まで行く用事があるので、タクシーに同乗していきませんかと誘われた。

企業内診断士として注意すべきこと



中小企業診断士活動において、**公私のけじめ**をつける

- 勤務先貸与のノートパソコン等を使用しない
- 勤務先の複写機、備品等を使用しない
- 診断士業務と勤務時間は分離する
- 日中活動する場合は**有給やフレックス**を活用する

企業内診断士として注意すべきこと



- **勤務先のメールアドレスを診断士業務に使用しない**
- **診断協会や支部、研究会のメーリングリストには勤務先貸与のメールアドレスを登録しない**
- **診断士と活動する際は、診断士としての名刺を使用する**
- **支援先が勤務先と競合している、あるいは取引関係にあるなど、何らかの利害関係者である場合、診断士として知り得た情報を利用したり、勤務先に漏洩しない**

他資格業者侵害の禁止 (税理士・事業承継など)



① 業法違反

- ・相続時に事業承継が行われる場合、相続人間の法的な争いが発生することがある。
その際、**相続人の代理として他の相続人と遺産分割の交渉を行うと、弁護士法違反**となる。
- ・事業承継のために株式を贈与する場合、**贈与税申告書の作成代行を行うと、税理士法違反**となる。

② 違法ではないが、他士業からビジネスの競合で苦情がくる場合

事業承継の支援において診断士が関与する局面は、以下の2点。

- (A) 行政機関や金融機関から「事業承継計画書」作成のための専門家として派遣される
- (B) 経産省の事業承継補助金の申請書の作成代行を依頼される

いずれも診断士の本業に近いもので問題はない。

しかし、これらは**本来、認定支援機関である顧問税理士が行うべき仕事であり、診断士がこれらの支援を行うとき、後継者が、顧問税理士の任務懈怠と考え、「税理士交代すべき」との判断に至ると、法令違反になる可能性はほとんどないが、苦情がくる場合がある。**

他資格業者侵害の禁止 (弁護士・許認可や事業スキーム)



① 業法違反

弁護士の職務

当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと

診断士が侵害する恐れのある職務

上記の「その他一般の法律事務」が該当する

一般の法律事務とは、具体的には法律問題の鑑定（解釈・評価）や交渉などが該当する

② 業務侵害に抵触する事例

労使交渉

人員整理のための退職交渉、従業員からの残業手当支払要求への交渉などを、肩代わりする。

賃貸借契約に関する交渉

テナント出店時の賃貸人との契約内容、賃料減額、退去時の条件などの交渉を肩代わりする。

コンサルティングの内容に法解釈を含むこと

法律で広告規制がある場合に「この内容なら法律的にも問題ない」などと広告内容を評価する。

通販サイトの表示内容の適法性を評価する。

事業承継に関する交渉

他資格業者侵害の禁止

(社会保険労務士・労務管理や助成金支援)



① 業法違反

社会保険労務士の独占業務（以下の事務を行うことを業とすること）

労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成

申請書等の提出に関する手続の代行

労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成

独占業務の具体例

労働保険・社会保険申請書類等の作成・提出

労使協定書や就業規則の作成・提出

雇用関係助成金の申請書の作成・提出

② 業務侵害に抵触する事例

事業における労務管理、社会保険に関する事項についての相談、指導

相談、指導業務は「独占」の対象外とされている（社労士法2条1項3号、27条）

例えば、人事評価に関する社内制度構築支援のような場合には「相談、指導」にとどめ、

禁じられている「書類の作成」に至らぬよう、留意する必要がある。

他資格業者侵害の禁止 (行政書士・許認可や助成金支援)



① 業法違反

行政書士の独占業務 (有償で、業とすること)

権利義務又は事実証明に関する書類の作成 (他の法律で制限されていないもの)

- ・官公署に提出する書類
- ・権利義務に関する書類
- ・事実証明に関する書類 (実地調査に基づく図面類を含む)

独占業務の具体例

官公署に対する許認可の申請や届出書類の作成 (他の法律で制限されていないもの)

建設業許可、喫茶店営業許可、出入国関係申請取次 など

契約書類の作成 (弁護士、司法書士も可能)

② 業務侵害に抵触する事例

企業法務や取引に関する書類作成

定款や株主総会議事録、契約書類の作成は弁護士、司法書士、行政書士の独占業務

例えば、事業承継に伴う株式売買スキーム構築支援に際し、契約書類の「作成」に至らぬよう留意する必要がある。なお、税理士は、一定の手続きを経て (無試験で) 行政書士として開業できる。

中小企業診断士賠償責任保険



中小企業診断士賠償責任保険とは

- ① 中小企業診断士の皆様に向けた専用商品
- ② 争訟費用も補償
- ③ 個人情報漏えい、名誉毀損、対人・対物事故にも対応
- ④ 法人情報漏えいにも対応

【想定される支払い例】

- 損害賠償金・争訟費用
- 個人情報・法人情報漏えいによる損害賠償金・訴訟費用
- 対人・対物事故（他人の身体の障害・財物の損壊）による損害賠償金・争訟費用



一般社団法人静岡県中小企業診断士協会
コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス担当理事: 下田 悟

Email : compliance@shindan-shizuoka.jp